

松本市地域型保育事業設置・運営事業者選考委員会設置要領

1 設置

松本市が地域型保育事業設置・運営事業者（以下、「設置運営事業者」という。）を募集するにあたり、優れた事業者を適正に選考するため、松本市地域型保育事業設置・運営事業者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 掌握事務

委員会は、設置運営事業者の募集に関する事項について、審査・採点を行い、上位得点者を設置運営事業者候補者として選考すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合は、これを代理する。
- (4) 委員会の下部組織として、評価委員会を置く。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員の出席が叶わない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 評価委員会

- (1) 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 会議は、必要に応じて評価委員会委員長が招集する。
- (3) 評価委員の出席がかなわない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。

6 評価・審査

「松本市地域型保育事業設置運営事業者審査選考基準」に基づき、審査を行う。

(1) 評価

評価委員会が、申請書類の評価及びプレゼンテーションによる評価を行う。

(2) 審査

ア 委員会が、評価委員会の1次審査（書類審査）の評価結果について審査を行い、1次審査通過事業者を選考する。

イ 委員会が、評価委員会の2次審査（プレゼンテーション）の評価結果について審査を行

い、設置運営事業者候補者を選考する。

7 関係者の出席

委員会及び評価委員会の委員長は、必要があるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

8 庶務

委員会及び評価委員会の庶務は、こども部保育課において処理する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。